

札幌市普通河川管理条例及び札幌市流水占用料等徴収条例の一部
を改正する条例案

令和4年(2022年)2月15日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市普通河川管理条例及び札幌市流水占用料等徴収条例の一部
を改正する条例

(札幌市普通河川管理条例の一部改正)

第1条 札幌市普通河川管理条例(平成12年条例第28号)の一部を次のように改正する。

(1) 別表 1 流水占用料の表中「37,620円」を「41,580円」に、「7,040円」を「7,810円」に、「3,520円」を「3,850円」に、「10,450円」を「11,550円」に改める。

(2) 別表 2 土地占用料(年額)の表中

25円	27円50銭	27円	29円70銭
35円	38円50銭	39円	42円90銭
53円	58円30銭	59円	64円90銭
71円	78円10銭	78円	85円80銭
110円	121円	120円	132円
140円	154円	160円	176円
660円	726円	730円	803円
1,000円	1,100円	1,100円	1,210円
1,400円	1,540円	1,500円	1,650円
590円	649円	650円	715円
950円	1,045円	1,000円	1,100円
1,300円	1,430円	1,400円	1,540円

を

59 円	64 円 90 銭
6 円	6 円 60 銭
1, 200 円	1, 320 円

65 円	71 円 50 銭
7 円	7 円 70 銭
1, 300 円	1, 430 円

に改める。

(札幌市流水占用料等徴収条例の一部改正)

第2条 札幌市流水占用料等徴収条例(平成12年条例第29号)の一部を次のように改正する。

(1) 別表 1 流水占用料の表中「37, 620円」を「41, 580円」に、「7, 040円」を「7, 810円」に、「3, 520円」を「3, 850円」に、「10, 450円」を「11, 550円」に改める。

(2) 別表 2 土地占用料(年額)の表中

25 円	27 円 50 銭
35 円	38 円 50 銭
53 円	58 円 30 銭
71 円	78 円 10 銭
110 円	121 円
140 円	154 円
660 円	726 円
1, 000 円	1, 100 円
1, 400 円	1, 540 円
590 円	649 円
950 円	1, 045 円
1, 300 円	1, 430 円
59 円	64 円 90 銭
6 円	6 円 60 銭
1, 200 円	1, 320 円

を

27 円	29 円 70 銭
39 円	42 円 90 銭
59 円	64 円 90 銭
78 円	85 円 80 銭
120 円	132 円
160 円	176 円
730 円	803 円
1, 100 円	1, 210 円
1, 500 円	1, 650 円
650 円	715 円
1, 000 円	1, 100 円
1, 400 円	1, 540 円
65 円	71 円 50 銭
7 円	7 円 70 銭
1, 300 円	1, 430 円

に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の札幌市普通河川管理条例別表 1 流水占用料の表及び別表 2 土地占用料（年額）の表の規定並びに第2条の規定による改正後の札幌市流水占用料等徴収条例別表 1 流水占用料の表及び別表 2 土地占用料（年額）の表の規定は、施行日以後における流水又は土地の占用（以下「流水等の占用」という。）の期間に係る流水占用料又は土地占用料（以下「流水等占用料」という。）について適用し、施行日前における流水等の占用の期間に係る流水等占用料については、なお従前の例による。

（理 由）

普通河川及び準用河川に係る流水占用料及び土地占用料を適正な額に改定するため、本案を提出する。